

28P1-pm328

医療における薬剤師の責務の推移－5 副作用防止の先にあるもの

○秋本 義雄¹, 鈴木 政雄², 鈴木 順子³, 福島 紀子⁴, 宮本 法子⁵(¹東邦大薬, ²東京理大薬, ³北里大薬, ⁴共立薬大, ⁵東京薬大薬)

【目的】薬物治療において薬剤師が果たすべき責務は、治療効果の確保と共に患者の安全確保である。ここでは、重篤が副作用は発生した場合に薬剤師が果たすべき責務を、医師による医療過誤とされた裁判例から導き出すこととする。

【事件の概要】市販の風邪薬を服用した女性（A）の身体に赤斑点が生じ、ステープルス・ジョンソン症候群（SJS）と診断され入院となった。

SJSの悪化に伴う苦痛がひどく、患者は細菌感染防止のための外科的処置を拒否するようになった。臀部に緑色汚染が見られたが、それから2日後に医師は細菌検査を依頼した。その結果が判明する前に患者は敗血症により死亡した。

この事案に対し、裁判所は、医師及び病院に約3000万円の損害賠償を命じた。

（福岡高裁平成14年5月9日判決 判例タイムズ 1145号200 207頁）

【医師の注意義務違反】「ステープルス・ジョンソン症候群に罹っている」患者「につき、二次感染である緑膿菌等による細菌感染を予見し、それを防止し、」患者が「これに罹った場合は、その症状をできるだけ軽減するような処置を施すべき注意義務があった。」「緑膿菌の汚染を疑った時点で、直ちに、」「緑膿菌その他の細菌に汚染していないかどうかを判定するため」の検査を行い、「最も有効な抗生物質を選択して投与する一方で、」感染を促す薬剤「の投与を中止するなどの処置を施すべきであった」とし、裁判所は医師に注意義務の違反があったとした。

【薬剤師の役割】患者の状態を使用薬剤に関連付けて考えるのが薬剤師である。副作用が発生した場合、薬剤師は次に起こる事態を予想し、重篤化の防止のために使用薬剤の中止、変更等を提案し、さらに、それに用いた薬剤の副作用等への対応も考慮する必要がある。つまり、先に見える薬剤師であることが要求される。